

第 2 4 回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後 2 時

司会（山本補佐） 定刻になりましたので、ただいまから、第24回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして、草川環境農林水産部長からご挨拶申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。第24回大阪府環境審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろから府政の推進に格別のご支援、ご協力を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、ご多忙の中、この審議会にご出席をいただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

大阪府におきましては、平成14年3月に策定いたしました大阪21世紀の環境総合計画に基づきまして、循環型社会を目指した豊かな都市環境づくりに取り組んでいるところでございますが、本日の議事でございます地球温暖化・ヒートアイランド対策や放置自動車対策など、まだまだ解決しなければならない課題が山積しており、有効な対策を迅速に進める必要があると考えております。

本日の審議会におきましては、諮問3件及び報告4件と多くの案件がございますが、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、冒頭での挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会（山本補佐） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、今般新しく委員をお引き受けいただきました方のみ、ご紹介させていただきます。

（新委員紹介）

なお、本日ご出席いただいております委員及び幹事の方々につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を書いてございますので、紹介を省かせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

なお、本日、委員定数42名のうち31名の方の出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしていることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は、まず、資料1-1、2-1、3-1により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

草川環境農林水産部長　それでは、僭越でございますが、私の方から知事にかわりまして諮問文を交付させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

諮問事項が3つございますので、順次読み上げさせていただきます。

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例
第7条第2項の基準について（諮問）

標記について、別添案のとおり定めることについて、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第7条第3項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（諮問）

標記経過措置の見直しに当たり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会（山本補佐）　それでは、これ以降の議事につきましては、南会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

南会長　それでは、議事に従いまして進めさせていただきます。どうかご協力、よろしくお願いいたします。

まず、ただいまお受けした諮問「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第7条第2項の基準について」に関しまして、その案及び考え方を事務局から説明をお願いいたします。

事務局（武村課長）　環境指導室環境保全課長の武村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、私の方から、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第7条第2項の基準、すなわち放置されている自動車を知事が処分するに当たって必要となる廃自動車とし

ての認定基準の諮問に関し、基準案の考え方や内容等をご説明させていただきます。

最初に、資料1－3をご覧いただきたいと思います。この資料1－3は、昨年12月19日に本審議会からいただいた答申に基づきまして条例案を作成し、去る3月議会に提案し、可決成立し、3月30日に公布いたしました大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例でございます。まず初めに、この条例の概要につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

この条例では、主に2つのことを目指して条文がつくられております。

1つ目は、放置自動車についてできるだけ所有者等を究明して撤去を行わせようとするものでございます。

第4条をご覧ください。このため、第1項では、知事はその職員に当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所に張り付けさせることができる旨の規定を定めております。そして、第2項では、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に施錠を解除させ、車内等の調査をさせることができる旨の規定を設けております。

次に、第6条をご覧ください。ここでは、所有者等が判明したときは、第1項で、当該所有者等に対し撤去するよう勧告することができる旨の規定を、第2項では、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる旨の規定を設けております。

次に、第11条をご覧ください。ここで、命令に違反した者は20万円以下の罰金に処する旨の規定を設けております。

これが1つ目のねらいに関する主な規定でございます。

もう1つのねらいは、所有者等が判明しない場合に、できるだけ速やかに府において撤去することができるようにしようということでございます。

少し戻っていただいて恐縮でございますが、第7条をご覧ください。ここで、所有者等が判明しない場合において次の2つの条件に該当すると認めるときは、知事は当該放置自動車を廃自動車と認定することができる旨の規定を設けております。2つの条件とは、1つ目が、第1号で規定しております、先ほど説明いたしました警告書の張り付けの日の翌日から起算をして14日を経過していることでございます。そして2つ目が、第2号で規定しております、自動車としての本来の機能を失っていること等により運行の用に供することが困難であることでございます。この第2号に関しましては、第2項で、知事は、前項第2号に該当するかどうかを判断するために用いる基準を定めるものとするされ、第3項では、知事は、この基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ環境審議会の意見を聞かなければならないとされております。これからご説明いたします廃自動車認定基準案についてご意見をお伺いするのは、

この第3項の規定に基づくものでございます。

次に、第8条をご覧ください。ここで、廃自動車と認定したときは、知事は当該自動車の処分を行うことができる旨の規定が設けられております。

これが2つ目のねらいに関する主な規定でございます。

なお、附則をご覧くださいと思います。本日ご意見をいただきます廃自動車認定に係る第7条の規定は、本年4月1日から施行いたしております。

それでは次に、廃自動車認定基準案について説明させていただきます。

まず初めに、資料1-1の裏面でございますが、ここで本日環境審議会に諮問させていただいた根拠等について説明しております。これにつきましては、既に説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

資料1-2をご覧くださいと思います。ここで、廃自動車認定基準案とその考え方について記載をいたしております。これは、法律、自動車の整備や査定、そして消費者問題の専門家の方々、本審議会の池田敏雄委員と吉川萬里子委員も加わっていただきました5名の方からのご意見を踏まえまして作成したものでございます。

まず初めに、「廃自動車認定基準（案）の考え方」をご覧くださいと思います。

1の認定基準作成の基本的視点でございますが、先ほど説明いたしました条例第7条設定の趣旨を踏まえまして、1つ目が公正かつ放置自動車の外観の状態等から客観的に判断できるものであること、2つ目が明確かつ容易に判断できるものであること、3つ目が迅速に廃自動車と認定できるものであることを基本的な視点といたしました。

次に、2の認定基準の方式でございますが、先行して条例を施行しております自治体におきましては、幾つかの判断項目を列举し、そのうち一定数以上の項目に該当すれば廃自動車として認定するいわゆるチェック方式と、それぞれの項目に個々の点数を与え、その合計値が一定値以上になれば廃自動車とするいわゆる点数方式が採用されております。認定基準案では、各チェック項目間の重要度の違いを踏まえながら、総合して廃自動車かどうかを客観的にわかりやすく判定できるように、点数式を採用いたしました。

次に、3の認定基準における判断項目設定の考え方でございます。まず、自動車の装置面から運行の用に供することが困難であるとみなせる項目として、道路運送車両法第41条、この条文につきましては資料1-4につけさせていただいておりますが、これに基づき、滅失・破損しておれば運行の用に供することが禁止されているとみなせる部品の滅失・損失を設定いたしました。次に、放置する意思もしくは所有権の放棄が推定される状況を示すものを項目として設定いたしました。3つ目が、仮に物理的には運行が可能であっても、ナンバープレートが滅失している場合等、法制度的に運行の用に供することができない、道路運送車両法で運行の用

に供することが禁じられている車両状況を項目として設定いたしました。

次に、4の判断項目の分類でございますが、3の考え方にに基づき設定いたしました各判断項目を、自動車としての本来の機能を失っていること等により運行の用に供することが困難であることという観点から、最重要項目、主要項目及び補助項目の3つに分類をいたしました。

ここで恐縮でございますが、1枚前に戻っていただいて「廃自動車認定基準（案）」をご覧くださいと思います。最重要項目といたしましては、エンジンや燃料タンクの滅失等、滅失または破損していると物理的に自動車として走行できない部品であり、しかも取り付けや交換など容易に修復できない部品の滅失・破損を分類いたしました。

主要項目といたしましては、バッテリーやタイヤまたはホイールの滅失等、滅失または破損していると物理的に自動車として走行できない部品ではございますが、取り付けや交換などにより比較的容易に修復ができる部品の滅失・破損を分類いたしました。また、放置する意思もしくは所有権の放棄が推定される車台番号の削り落とし、道路運送車両法で運行の用に供することが禁止されておりますナンバープレートの滅失・破損や、車検切れの状況も主要項目に分類をいたしました。

そして、補助項目としては、ワイパーや前照灯の滅失等、滅失または破損していても物理的に自動車として走行できる部品の滅失・破損や、山林や河川敷等通常の駐車場として考えられない場所など、使用、保管、管理の形跡が認められないと客観的かつ容易に判断できる状況を分類いたしました。

次に、廃自動車認定とする点数でございますが、最重要項目の滅失または破損は、1個以上の項目が該当する場合に廃自動車と認定できることといたしました。主要項目の滅失または破損等は、自動車としての運行の用に供することが困難ではございますが、最重要項目と比較して容易に修復ができるものであること、または自動車の放置の意思が推定されるものでありますことから、2個以上の主要項目もしくは1個の主要項目と1個以上の補助項目が該当する場合に廃自動車と認定できることといたしました。なお、補助項目の滅失または破損等は、自動車として走行する上で大きな支障とならないことから、補助項目のみが3個以上該当しても廃自動車認定はできないものといたしました。以上のことから、それぞれの点数は、最重要項目は1個につき3点、主要項目は1個につき2点、補助項目は1個につき1点とし、合算して3点以上の場合に廃自動車として認定することができるものといたしました。ただし、補助項目のみによる場合は、合計点が3点以上であっても廃自動車としての認定はできないものとする事といたしました。

以上が廃自動車認定基準案の考え方と内容でございます。どうかご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。また、まことに恐縮ではございますが、来年1月1日からの自動車リサイクル

ル法の本格施行を控えまして、放置自動車の増加が懸念されますことから、できるだけ速やかに本条例を全面施行したいと考えておりますので、本日にご答申をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの廃自動車であることの認定の基準についての説明に、いろいろご意見をいただきたいと思っております。

どういものが廃自動車であるかという認定は非常に簡単かなと思っておりましたが、以前の審議会でも既にお諮りしましたように、どれが、あるいはどういう状態であれば廃自動車であるかという認定そのものがかなり厄介である。それに対して、今回、事務局からの提案は、最重要項目、主要項目、補助項目という3段階に分けて、それぞれを項目の数ではなくて点数制にして基準をつくった、そういう点に特徴があらうかと思っております。そして、トータルとして3点以上、ただし補助項目だけであれば、3点を超えていても、そのままでは廃自動車とは認定しないという、かなりきめ細かい基準の案を作成されております。これにつきまして、委員の先生方からいろいろご意見、ご質問をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

岸上委員 説明はいただいたんですけども、点数方式も、中身からすればチェックであるわけですね。そのチェック方式と点数方式があって、今回、点数方式を採用されたというご説明なんですが、チェック方式と点数方式の違いがどうもわかりにくいなど。どういうところに違いがあるのか。点数をつけるのはわかるんですけども、チェック方式の場合には実際どのように運用されているのか、その辺、もう少し詳しくご説明いただけますか。

事務局（武村課長） 現在、私どもが調べたところによりますと、チェック方式を採用しておりますのは京都市、横浜市、北九州市、箕面市等でございます。点数方式を採用しているのが三重県、大阪市、東大阪市等でございます。

チェック方式は、判定項目がずらっとございまして、そのうちの何項目かが該当すれば廃自動車認定をするということで、基本的にはそれに重みづけを与えずに何項目かそろえばやるという考え方になろうかと思っております。これに対しまして、点数方式は、その重みによって点数をつけて評価をしていく。こういうことが基本的な違いになろうかと思っております。

ただし、チェック方式を採用している先ほど申し上げました市につきましても、実は若干その間に重みづけをしておりまして、各項目を一定グルーピングして、例えばAというグループでは1項目が該当すれば廃自動車に認定できる、Bというグループでは2以上であれば認定できるということになっておりますので、そういう意味では、私どもが採用しました点数方式とそれほど実態的には変わらない状態になっていると認識いたしております。

南会長 点数方式の方が結果が出たときには明確かなという印象がございます。事務局としてはかなりよくお考えになったなという印象を持っております。普通、この種のいろんなこと、廃自動車に限りませんが、物事を決めるときには項目の数で、チェック方式というのが多いと思うんです。その点では、この点数方式、私も説明をお聞きして岸上先生と同じような疑問を持ちましたが、いろいろ議論をしているうちに、これはよく考えておられるなという印象を実は持った次第でございます。

橋本委員 最重要項目の中に車台番号とかナンバープレートが入っておらず、主要項目になっているということで、車の所有者とかそういうものを追求していくのにはナンバープレートの登録番号か車台番号しかないと普通考えられるんですけども、車台ナンバーが削り取られている、ナンバープレートが破棄されている、これは主要項目でいいんでしょうか、最重要項目にならないのかな。

とにかく、エンジンが取られていても、車台番号さえわかっていたら所有者を割り出すことができるんですね。トランスミッションも燃料タンクもラジエーターも取られていても、車台番号さえ分かっていたら、またナンバープレートがはっきりついていたら所有者は割り出せる、そこで所有者への対応ができるというふうに、根本は車台番号とナンバープレートだと思うんですが、その辺はどのように解釈したらいいんでしょうか。

南会長 橋本先生のご質問に対して、先ほど説明されたことをもう少しみ砕いて項目分けをご説明いただきたいと思います。

事務局（武村課長） 今ご指摘のことについては、私どもも内部的にかなり議論した点でございまして、その場合の一つの判断の理由になりましたのが、実は条文が自動車としての本来の機能を失っていること等により運行の用に供することが困難であることとなっておりますので、その部品等が物理的に運行できないものであるということがまず基本になるだろうと考えております。そのことから、最重要項目にナンバープレートとか車台番号は入れなかったということとでございます。

ただし、先ほど申しあげましたように3点以上で廃自動車の認定ができると決めておりますし、補助項目の中に、例えば放置されている場所とか、塗装の汚れやさび等、あるいは車内の著しい汚損ということも実は入れております。放置されている場所が駐車場でないようなところであれば補助項目の1点が追加されますし、一定期間放置をされておりましたら、塗装の汚れや錆びとか、その上にはほこりがかなりたまっているという状況も出てまいりますし、それから状況によれば車内の著しい汚損がございますので、実態的には、そういう条件の場合については3点で速やかに対応できるだろうと考えているところでございます。

南会長 走れないというのが最重要項目の分類と。

橋本委員　例えばエンジンが取られていても、燃料タンクが取られていても、車台ナンバーとかナンバープレートがわかっておれば、所有者が判明することは可能なんです、本来。そうしたら、所有者が判明しているのにもかかわらず、エンジン、トランスミッション、燃料タンクがないから廃自動車として知事が認定できるかどうかというところにちょっと疑問を感じるんです。所有者がわかっているのにもかかわらず、最重要項目の3点がないから条件に合って廃自動車に認定するというのが、本当に常識的にいいのかどうかです。所有者がわかっているのにですよ。

事務局（武村課長）　ご説明いたします。条例の7条をご覧くださいませでしょうか。条文を読ませていただきますが、「知事は、第4条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができる」という規定になっておりますので、放置自動車の所有者等が判明しないことが前提になっております。その場合、一つは警告書の張り付けの日の翌日から起算して14日を経過していること、それと今回の廃自動車の認定基準で3点以上になっていること、この場合に廃自動車認定ができることになっているところがございますので、放置自動車の所有者等が判明しないことが前提になっているとご理解いただきたいと思います。

橋本委員　わかりました。

難波委員　府有地等という言葉が第4条にあります、大阪府の北の方に行きますと、山林に自動車がよく放ってあります。山林でしたら、山の持ち主があるわけですので、その持ち主さんが、こんなところにごみ等の廃棄物を放らないようにという立札をしているのですが、山の中で人目のつかないところですから、平気でぼんぼん放っているようなケースがあって大変見苦しいし、いろんな問題があると思うのです。この条例では、そういった土地の所有者がある場合は、その持ち主が責任を持って片づけるべきで、府の方はあずかり知らないということになるのでしょうか。

事務局（武村課長）　その点につきましては、条例をつくる際に大きな問題になったところがございます、我々としてはできるだけ広く適用できるようにしたいということで取り組んだわけがございますけれども、どうしても今回のいろんな措置といいますものが土地の所有権、管理権に基づくものであるということですので、条例の適用範囲としましては府が所有する、あるいは管理する土地に限らざるを得なかったというのが実態でございます。このため、できるだけ府域で広くこういう取り組みが進められますように、各市町村におきまして同様の条例が設置されるよう、現在、各市に働きかけをいたしているところがございます、各市町村におきましてもいろんな検討が進められているという状況でございます。

それと、民有地につきましては、先ほど申し上げたように土地の所有権、管理権に基づくものでございますから、どうしても土地の所有者にお願いをするようにならざるを得ないわけでございますけれども、私どもとしまして、できるだけその土地の所有者さんができるだけ迅速な撤去ができるように、今回ご審議をいただいております廃自動車の認定基準等を広く活用していただけるような情報提供をしていきたい。そのことによって、そういうところでも放置自動車の撤去ができるだけ速やかに進むような方策を講じていきたい、このように考えているところでございます。

南会長　今の件は、確かに大阪府の管理区域だけに適用するということの根本の問題があって、できるだけ広めるべきであるというのは原則として、そのとおりだと思います。今後ともぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

池田（作）委員　廃自動車認定基準の案の補助項目、各1点というところで、この項目については合計点数が3点以上であっても廃自動車と認定できないものとするということですね。その辺の議論の経過の中であったかどうか確認したいのですが、例えば計器類が明らかに全然ない、それでバンパーが落ち込んで車の走行が不可能、そういった部品等の破損状況はあると思うのです。それで走ると道路交通法に違反するわけですから、走れないということになるわけですが、明らかにそういった車であるのに、結局3点以上あっても認定できない。そのあたりの議論はどういう経過があったのか、ちょっと教えていただけますか。

事務局（武村課長）　それにつきましても、先ほど少しご紹介しました条文がベースにございますので、その中でできるだけ迅速に対応できるようにしようということで、実は、今のところにも関係しまして、主要項目に車検切れというのを入れております。通常、多くはナンバープレートがないという場合もございますし、さらには車検切れという状況も加味いたしまして、それと先生のご指摘の点が多分ダブルに係るケースが実態的にはほとんどだろうと考えております。そういう意味では、今ご指摘のケースについても対応できるものになっていると考えているところでございます。

南会長　補助項目ばかりで何点かになって全く上がらないという状況は想定しがたいと、そういうことを議論されたようでございます。私も全く同じことを事務局と大分やり合いました、この補助項目だけで上がらないような状況はちょっと実際にはあり得ない、そういう判断をしたという説明を聞いて、そうかなと考えました。池田先生、よろしゅうございますでしょうか。

池田（作）委員　そうした例えば車検切れとか、そういう決定的な判断ができるところを互いに確認していくということなんでしょうけれども、車が明らかに走ることが不可能とか、部品の欠損もしくは欠落とか、そういった廃自動車としての認定にすぐさま結びついていくような状況というのがあるのではないかと、このように考えるわけでございます。要は、その辺があ

いまいになってくると、やはり廃自動車に認定してから作業を進めていく上で、環境問題の取り組みですから、そのまま放置していくとできませんので、速やかに処理がしていけるような方向で取り組める内容にさせていただきたいと思うんです。そういう意識も議論の中にあっただのかなと思うので、補助項目の各1点という点数制の中に載っている項目の考え方として、何か一つそのあたりが緩いのではないかという感じがするわけです。

南会長 どうもありがとうございます。ただいまのは、もしまだこの後議論になるならば修正項目に入れるかもしれませんが、とりあえず今の事務局の説明をご了解いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

吉川委員 私は、廃自動車の認定基準の作成のための検討会に参加させていただきました。その議論の中でもかなりいろいろ出ましたが、私は、消費生活問題を専門にしておりますので、ふだんから委員の方の財産権あるいは所有権ということについてはかなり神経を使っております。例えば客観的に見て価値がないとしても、やはり消費者の方にとっては、昨日まで使っていたものが廃自動車になったりしたときにはなかなか許せないものがあるだろうから、慎重にお願いしたいということで話をさせていただきました。その中で、その辺が先ほどお話に出ていた補助項目だけではしないというところにもつながっていつている、ただし場所の問題とかいろいろ考えれば恐らく認定できるような状況になるだろうというのが考え方のベースにありまして、そういう意味では、府民の財産権もある程度守る形で、だけどこの条例の趣旨からしまして環境のことを考えれば早くしたいということもありますので、例えば先ほども出ていましたように車台番号の削り取りは上に上げてはどうかという話も出ていたんですけども、やはり条例の話からいいますと、あるいは所有権、財産権を侵害してはいけないということも考えれば、これだけでは3点でも認定せずにとという形で、最重要項目から下のところへ戻ってきたという経過を私どもは見ております。

そういう意味からしますと、いろいろ議論した結果、よそのを見たらもっと簡単にだめですと認定できるところもありましたが、早くしないといけないけれども、環境のことも考え、なおかつ財産もある程度は配慮いただきたいということでも議論した中でこういうものが出てきたと思っておりますので、参加してはいるんですが、かなりバランスのとれた基準になっているのではないかと私は思っております。参加していた者として意見を申し上げました。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの池田先生、橋本先生のような疑問、これはかなり部会で議論されてここに落ちついている、そのようにお認めいただければありがたいと思います。

西野委員 廃自動車と認定される場所というのが、府有地、また市町村で条例が可決されれば

市有地にも適用されて、先ほどどなたかがおっしゃっていた民有地については対応ができないということですね。それはよくわかるのですが、物すごくこじつけた話ですが、もし民有地の中に車がずっと放置されていて、ここは府も警察も撤去してくれないから、その民有地の所有者がわざわざ府有地まで、例えば前の道路まで持っていったとしますね、ここに置いたら処理してくれるので、そうされた民有地の持ち主に罰則がつくのか、それともそれは車の所有者に行くのか。

なぜこういう質問をするかといいましたら、もしかすると変な業者が出てきて、仮に放置したような状況にして、集めておいて、それを商売にする、放置していくような商売が出てこないかという心配があるので、変な質問ですけれども、そのための対策というのがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

南会長 事務局、今のご質問、余り想定されていなかったような印象がございしますが。

事務局（山中室長） 難しい質問で、想定はしていないんですが、我々は、府有地であろうと、市有地であろうと、民有地であろうと、まず登録番号等の所有者に当たりまして、その人がもしそういう解体業者に渡した事実があって、解体業者も民有地から公有地に移動させたということであれば、それなりの指導をさせていただいてその方に撤去していただきますので、ほかし得といえますか、それを許さないようなことにはしていきます。条例上は、そういうことは想定していませんので、罰則はございませんが、運用上はそういうきめ細かな指導はしていきたいと考えております。

南会長 よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。かなり議論が深まったと思います。もしお認めいただけるようであれば、先ほど事務局からのご説明にもありましたように、この条例をできるだけ早く実施に移したいということもございしますので、できましたら本日、この基準案を答申として知事に上げることができればと考えております。重ねてのご発言はございますでしょうか。もしないようであれば、これをもって本日、答申したいと考えておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

どうもありがとうございました。それでは、「基準（案）」の「（案）」を取って事務局の方へ答申させていただくということでよろしくお願ひします。

それでは、議事2に移らせていただきます。

議事2は、先ほど諮問を受けた「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」ということで、現行規制の概要等を事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（大槻副理事） 循環型社会推進室副理事兼環境管理課長の大槻でございます。よろし

くお願い申し上げます。本日お諮りをいたしております、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しにつきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料2-1が諮問文の写しでございますが、この裏に諮問の趣旨等の説明を記載いたしております。また、資料2-2といたしまして、ほう素等3物質に係る有害物質規制の概要をつけさせていただいております。この2つの資料に基づいてご説明いたします。

まず、資料2-1の裏面でございます。説明の内容につきまして、恐縮ですが、読ませていただきます。

1 条例改正の経過について

水質汚濁防止法では「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「有害物質」という。）としてカドミウム等26物質を定め、排水量にかかわらず、全ての対象事業場に全国一律の排水基準を設定しています。

大阪府では、有害物質について「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（以下「上乘せ条例」という。）により、上水道水源地域において法の一律基準の概ね10倍厳しい上乘せ基準を設定するとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）により、法対象以外の条例で定める事業場に対しても法及び上乘せ条例と同様の排水基準を適用しています。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「ほう素等3物質」という。）は、平成13年6月の水質汚濁防止法施行令改正により有害物質項目に追加され、平成13年7月1日から改正省令が施行されました。

この改正を受けて大阪府は、条例で定める有害物質項目の追加及び上水道水源地域における上乘せ基準等の設定について大阪府環境審議会に諮問し、平成13年12月26日に答申を受けました。この答申に沿い、平成14年3月29日に上乘せ条例及び生活環境保全条例施行規則を改正し、ほう素等3物質を有害物質項目に追加して上乘せ基準等を設定し、平成14年4月1日から施行しました。

大阪府はこれら法及び条例の改正により、事業所指導を通してほう素等3物質の排出抑制に努め、上水道水源保護等に効果をあげてきたところです。

ここで、途中でございますが、資料2-2をご覧くださいと思います。

1番の水質汚濁防止法、上乘せ条例、生活環境保全条例による有害物質規制の全体の体系を書いております。

水質汚濁防止法の対象事業場として、特定施設を有する事業場を規定いたしまして、すべての対象事業場に全国一律の排水基準を適用しております。これに対して、上水道水源地域で水

質汚濁防止法が対象とする事業場に対しまして法で定める一律基準よりも厳しい上乘せ基準を適用しているということで、上水道水源の保全に努めているところでございます。下の図にあります斜線で囲った部分が上水道水源地域を示しております。

また、生活環境保全条例では、水質汚濁防止法の対象外で類似施設あるいは比較的小規模な施設を届出施設として、この施設を設置する事業場に対しまして法律や上乘せ条例と同様の規制を行っているところでございます。

次の2ページでございますが、2にほう素等3物質に係る法律及び条例の排水基準を掲げております。ほう素、ふっ素、アンモニア等の各物質について、条例で定めています排水基準を上水道水源地域とそれ以外の一般地域に分けまして、法律の一律基準と対比をして記載いたしております。上水道水源地域での上乘せ基準は、法で定める一律基準の10分の1という厳しい数値を設定しております。また、海域につきましては、河川よりも緩やかな基準が適用されているという状況でございます。

この排水基準につきましては、法律及び条例とも暫定の排水基準が適用されております。この暫定排水基準につきましてご説明申し上げます。恐縮ですが、元に戻っていただきまして、説明の文章の2番のところでございます。

2 経過措置の見直しについて

ほう素等3物質の排水基準の適用に当たっては、法及び条例ともに、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準を適用する経過措置を講じています。

この暫定排水基準の適用には期限を設けており、法では「施行の日から3年間」として平成16年6月30日までとなっているため、現在国においてその見直し作業が進められています。条例では、大阪府環境審議会答申で「法と同様に3年間」とされたことを踏まえ、上乘せ条例については平成17年3月31日までに経過措置を見直すこととしており、生活環境保全条例では国に合わせて平成16年6月30日までの適用としています。

暫定排水基準が適用される事業場においては、これまで上乘せ排水基準の遵守に向けて排水濃度の低減の努力が続けられてきましたが、現時点においてなお、技術的に上乘せ基準等を直ちに遵守することが困難な事業場もみられることから、経過措置の見直しが必要となっております。

この見直しは、府内事業場からの排出実態及び国の見直し内容を踏まえて行いますが、省令改正案が本年3月29日に公表されたところであることから、見直しに当たり、生活環境保全条例に係る経過措置を9ヶ月延長して必要な検討期間を設けるとともに、上乘せ条例に係る経過措置を平成17年3月31日までと定めることとしています。

その上で、上乗せ条例及び生活環境保全条例で定めるほう素等3物質の排水基準に係る経過措置の見直しについて、暫定排水基準の設定やその適用期間等に関して貴審議会の意見を求めるものです。

また恐縮ですが、資料2-2の3のところをお開きいただきたいと思います。経過措置についてでございます。ほう素等3物質の排水基準の適用に当たりまして、法及び条例で定めております経過措置について、その内容と適用期間をまとめたものでございます。

まず、法律の経過措置につきましては、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な41の業種を定めまして、業種ごとに暫定排水基準を設定しているところでございます。それにつきましては、3ページから5ページまで、業種ごとに暫定の排水基準値を記載しております。例えば、3ページの一番上のほう素のところでございますが、電子部品の製造業は、通常でしたら一律基準が10mg/lでございますが、暫定基準として25mg/lが適用されているということでございます。

2ページに戻っていただきまして、条例の経過措置につきましては、上水道水源地域において、上乗せ条例では、法の経過措置の対象事業に対し法と同様の暫定排水基準を適用しております。あわせて、アンモニア等に関しましては、既設の事業場に対して上乗せ基準を適用せず、法の一律基準を暫定排水基準として適用しております。また、生活環境保全条例につきましても、一般地域及び上水道水源地域にも法律及び上乗せ条例と同様の暫定排水基準を適用しているところでございます。

これら条例の経過措置の期間につきましては、上乗せ条例では施行の日から規則で定める日までとし、生活環境保全条例では施行の日から平成16年6月30日までとしておりますが、両条例とも、施行規則により期間を平成17年3月31日までと定めたいと考えております。したがって、この経過措置の期間としております平成17年3月31日までにその見直しにつきまして本審議会でのご審議をお願いし、所要の手续を行いたいと考えているところでございます。

審議会でご検討いただく事項でございますが、これら経過措置の対象となっております業種の事業場につきまして、府域の事業場の排水実態及び法の見直し内容を踏まえまして暫定排水基準を設定し、それとあわせて技術的な対応期間を考慮した経過措置の適用期間、この2点について専門的な見地からご審議を賜りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

南会長　　どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問をいただければと思います。かなり専門的な内容に係るところではございますが、少し見直すというご提案に対して、ご質問、ご意見をどうぞ。

松井委員　　3年前にこの排水基準の件で見直しがされまして、業種によっては濃度を低くする

のは非常に難しいというのもわかるんですけども、3年たって、排出濃度の低減の努力が続けられてきたと言われているんですが、具体的な数字はどうなっているんですか。

事務局（大槻副理事） 一律の基準でいける業種もございます。ただ、金属の表面を硝酸で洗うような金属製品製造業、あるいは畜産農業、そういう業種につきましては例えばかなりアンモニア等が高濃度でございまして、このため処理するのが非常に難しいような業種でございまして。まだまだ一律基準を適用するのは非常に厳しい業種も一部ございますので、再度この暫定基準についての見直しをお願いするものでございます。

南会長 今の松井委員のご質問に対しては、多分これはかなり難しい回答だと思うんですが、できているところもあれば、3年間たってもなお改善が余り見られない業種が実際にはかなりある、それで一律の適用はかなり困難が見られる、それが正直なところなんだろうと思います。それをもう一息頑張ってみましょうということで、そういう時間が欲しいという本音の部分と、かなり難しい問題という……

松井委員 非常に難しいと思うんです。ただ、排水基準が全く変わっていないところもあるとすれば……

南会長 あとちょっとやったら直るのかという。

松井委員 そうなんです。安易に延長、延長すると、そういう難しい問題も出てくるかなと思うんです。

南会長 現実問題としては、今の松井委員のご質問の部分は多分相当難しいだろうと思います。しかし、そうかといって、今のままで進むこともできない。ですから、私としては、本審議会だけで議論しているというのでは多分なかなか進歩が見られないと思いますので、今ここでいろんなご意見をいただいた上で、もう一度やはり専門部会を設けて、さらに突っ込んだ議論をしていただきながら現実との整合をとっていくという、そういう方向しかないのかなという印象を持っております。しかし、そうしたからといって、本当に達成されるかどうかは、業種によってかなりこれは難しい、その業種の根本にかかわる問題だろうと推測いたします。私自身は、化学がバックグラウンドでございまして、そのあたり、この問題はかなり難しいなと正直感じます。しかし、今のままでは放置はできないので、やはり行政としてはそれに対応していく必要があるかと考えております。

その他、いかがでしょうか。

岸上委員 大阪府は、上水道水源地域で法の基準のおおむね10倍厳しい上乘せ基準を設定している、ただし技術的にそれをクリアすることが困難な事業場も見られるということで、緩和していきたいということなんですかね。要するに、どういうことを意図しているのかということ。それと、国では今、見直し作業を進めていて、6月30日までだということで、その見直し作業

がかなり進んでいるわけですね。どういう見直しが進められているのか。また、府の意図しているところは、せっかく10倍の厳しい基準を築いたのに、どうされようとしているのか。

それから、海域以外と海域とでかなり基準が違うんですが、海域以外といいましても、結局は海域に流れ込んでいくという点では当然影響する。この暫定排水基準の見直しの時期に来ているから今回これが出てきているのはわかるんですけども、その辺に懸念があるんですね。一体これは設けられた許容限度をどうされようとしているのか、その辺をご説明いただけますか。

事務局（大槻副理事） 既に上水道水源を10倍厳しくさせていただいていますが、この業種に係る部分につきましては、技術的に難しいということで、今、かなり緩い暫定基準がかかって、そのまま適用されております。今回見直しをするのは、その基準よりも少し厳しくしていくこととなります。本来、暫定基準はなくなるはずなんですけど、国がもう少し技術的なことも含めて検討しようということを考えておられます。それを見ながら、もう少し厳しい暫定基準にはなるのですが、その基準値をこちらとしてももう一回見直していこうというのが一つでございます。

国の見直し状況でございますが、3月29日にパブリックコメントをしております、国の基準でいきますと、41業種から26業種に暫定の排水基準の対象を減らしております。それ以外は、一律基準を適用するという形にしております。その26の基準も、初めの暫定基準よりもかなり厳しい値としているところが大多数でございます。

それから、海域と河川のことでございますが、これは直接海域に放流するものと、直接河川等へ放流するものということで、今まで基準を分けております。最終的には海に行くのは当然のことでございますが、その希釈倍率等のこともありまして、一応基準としては海と川で分けております。ただ、海の基準は、ほう素が230と非常に緩い基準になっておりまして、石炭火力というような業種がこれを引っ張っていると聞いておりますが、府におきましては、石炭火力については、基本的にこの部分はないと理解をしております。

南会長 岸上先生、よろしゅうございますか。緩くするという懸念はないということでございます。

又野委員 この排出基準というのは濃度で出ていると思うんですが、総量とも絡むと思います。

ここでは総排出量が決めてある項目と、総排出量の規制が全然ない項目があると思うんですが、そのあたりをちょっとご説明いただきたいんです。

事務局（大槻副理事） これは、有害物質項目を濃度基準で規制をしようとするものでございます。おっしゃいました総量規制につきましては、COD、窒素、りん、この3つになっておりますが、窒素については、有害物質云々ではなく、アンモニア化合物以外の形でも窒素とし

て出ますので、それらについてトータルの負荷量として規制をしようとするものでございます。ですから、基本的には分けて考えていただけたらと思っております。

南会長　よろしゅうございますでしょうか。総量規制のかかっているものは総量でいく、他は濃度でいく、そういう分け方でございます。

そのほか、ご質問、ご意見としてはよろしゅうございますでしょうか。これは、先ほどもちよっと申し上げましたように、この本審議会だけで議論したから前に進むというようにはなかなか考えにくいと思います。大阪府環境審議会条例第6条第2項が専門部会を設けることができるということでございますので、できれば新たに部会を設置して、そこで集中的に検討していただくのが適当ではないか、そのように考えます。その上で、もちろんその結果を本審議会でご議論いただくという方向で考えたいと思っております。その点について、ご了解は得られますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、事務局から、水質規制部会の設置、組織、さらに運営等につきまして、ご提案をお願いします。

事務局（大槻副理事）　資料2-3をお開き願いたいと思います。水質規制部会の設置及び部会の組織、運営についてのご説明を申し上げます。

運営要領案でございます。第1に、趣旨について記載をいたしております。大阪府環境審議会条例の規定によりまして、上乘せ条例、生活環境保全条例で規定をいたしております排水基準につきまして、専門的な見地から調査検討を行うため、水質規制部会を置くこととしております。

第2には、組織について記載をしております。部会は、大阪府環境審議会条例の規定により、会長が指名する委員及び専門委員で組織することとしております。

第3、第4につきましては、部会の運営等について記載をしているところでございます。

平成13年度にほう素等3物質を条例の有害物質に追加した折にも、上乘せ基準の設定等の専門的な事項につきまして、この水質規制部会においてご検討いただいた経緯がございます。今回の検討につきましても、水質規制部会を設置してご検討いただきたいと考えているところでございます。また、委員及び専門委員につきましては、前回ご検討いただきました委員、専門委員の先生方にできる限りお願いをしたいと考えているところでございます。スケジュールにつきましては、7月ごろからご審議いただき、秋ぐらいには検討結果を取りまとめていただいて、本審議会にご報告いただきたいと考えております。

以上でございます。

南会長 どうもありがとうございます。ただいまの事務局からのご提案に対して、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。―― 特にご意見がないようでございますので、それでは、当審議会に水質規制部会を設置することといたしまして、その組織、運営に関する規定を原案どおり定めることとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それでは、水質規制部会設置をお認めいただいたこととさせていただきますまして、本審議会は、審議過程を府民に明らかにして、より公正な運営を図るという見地から原則公開となっておりますので、その趣旨にのっとり、これから新たに設置する水質規制部会の会議も原則公開ということにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

特に異議がないようでございますので、この部会の会議を公開という方向でさせていただきます。

さらに、この部会に属する委員及び部会長につきましては、既にずっと議論してきていただいている委員がおられます。そういうことも勘案しながら、審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、審議会の会長が指名するということになっておりますので、事務局と今までの経過も十分ご相談させていただきながら、私の方で指名させていただくということで、ご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもありがとうございます。それでは、もちろん今までの経過、さらに事務局のご意見も踏まえながら、私の方で部会長並びに委員の指名をさせていただきたいと思っております。その点、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、議事3に移らせていただきます。

先ほど諮問を受けた「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について」ということに関して、参考資料を事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局(大槻副理事) それでは、資料3-1をお開き願いたいと思います。

3-1は諮問文でございます。その裏面の説明案を読ませていただきます。

地球温暖化は、エネルギーの消費等によって発生する二酸化炭素等の温室効果ガスにより、地球全体の気温が上昇する現象です。また、ヒートアイランド現象は、建築物や道路舗装などの人工構造物の増加や冷暖房などの人工排熱の増加により熱収支が変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

大阪府域においては、地球温暖化とヒートアイランド現象という2つの熱汚染が相まって、この100年間に約2.1℃の気温上昇がみられています。また、大阪の真夏日、熱帯夜の日数

は、東京、横浜、名古屋と比べ最も多くなっており、「住みやすさ」や「働きやすさ」、「訪れやすさ」など、都市環境としての質の悪化を招いていると考えられます。

このため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」などに基づき、種々の対策が進められていますが、十分な成果が得られているとは言えません。

このような状況のもと、省エネルギー等による温室効果ガス排出量の抑制や人工排熱の低減、自然エネルギーの利用、緑化の推進、建物表面の高温化抑制等によるヒートアイランド現象の緩和などの取り組みをさらに進める必要があります。

そのためには、府の事業はもとより、民間事業者等に対して、エネルギー対策や緑化対策、建物対策などを誘導するための制度化を図る必要があります。

制度化の検討に当たっては、幅広く府民等からの意見を求めるとともに、制度に盛り込むべき事項や法律との整合性の確保等について専門的な見地から検討を進める必要があります。

このため、地球温暖化・ヒートアイランド対策を促進し、大阪を快適で住みよい環境都市としていくための適切な制度について、貴審議会の意見を求めるものです。

続きまして、資料3-2の概略についてご説明申し上げます。

まず、背景として、ヒートアイランドに関する事項であります。

①は大阪と日本における年平均気温の経年変化を示しております。この図でいきますと、上の方が大阪府、下の方が全国の平均でございます。これを比べますと、大阪ではこの100年の間に2.1℃気温が上昇しております。全国平均で約1.0℃でございますので、この差の1.1℃がヒートアイランド現象によるものと推察されるところでございます。ちなみに、東京都では、この100年間に2.9℃の上昇が見られます。

②は大阪府域における熱帯夜数の経年変化でございます。1990年以降、熱帯夜の数の増加割合が非常に大きくなっております。特に黒三角印の枚方、ペケ印の堺については、1990年ごろから熱帯夜数が大きく増加しているという状況でございます。宅地化がより進んだと考えております。

次の2ページ、③大阪府域における地表温度の推移でございますが、1985年と2000年の夏の気温の状況を示しているものでございます。黒いところが郊外にもかなり増えてきたことが見ていただけると思います。

次に、④は大阪府のヒートアイランド対策推進計画案でございます。これは、今年4月末に庁内のヒートアイランド対策推進会議で案として定めたものでございまして、パブリックコメントをこの5月14日から実施をする予定で進めているところでございます。この推進計画の案について、簡単にご説明申し上げます。

目標期間は2025年までとしておりまして、目標としては、その下に①と②を掲げておりますが、①では、住宅地域における夏の夜の気温を下げ、夏の熱帯夜数を現在よりも3割減らす。②では、屋外空間にクールスポットを創出しようというものでございます。これらの目標を達成するための対策の基本となるものが、次の①から③であります。①は人工排熱の低減、②は土地や建築物の表面温度の高温化を抑制しよう、熱をためないようにしよう、③は風や緑、水による冷却作用を利・活用しようというものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。今の3つの対策をもう少し具体的にしたものでございます。人工排熱の低減につきましては、建物からの排熱を減らそう、あるいは自動車からの熱を減らそう。建物・地表面の高温化抑制については、建物に熱をためない、例えば高反射性の塗料を塗るとか、屋上緑化等もでございます。それから、道路や駐車場の高温化を防ごう、例えば透水性の道路を造ることも該当するものでございます。冷却作用の利・活用は、水や緑を使って、できるだけ高温化をなくそうというものでございます。

4ページでございます。上半分は、ヒートアイランド現象を緩和するための広域的なシミュレーションを実施いたしまして、どのくらい下げれば目標の値に近くになるかということで試算したものでございます。現状は9,800テラジュール。テラというのは10の12乗（1兆）で、9,800兆ジュールの現状を6,900兆ジュールまで下げないといけない。このグラフから、特に地表面や建物表面からの熱負荷のウェートがかなりあることがご理解いただけるかと思っております。

その下は、個々の対策効果を比較するために、シミュレーションによりまして熱負荷の緩和効果を検証したものでございます。例えば、住宅地域の夜間に効果的な対策としましては、屋上緑化とか住宅地内の緑化、住宅内での省エネが効く。あるいは、業務地域の昼間でございましたら、建物の屋上や壁面の蓄熱を防止する、あるいは顕熱の潜熱化 ----- 水冷式システムや水噴霧の導入等で水を使って潜熱化するようなことが効果があるという結果になっております。

5ページ以降に、地球温暖化に関する状況について書いております。

まず、これは皆様もよくご存じのものでございますが、ハワイのマウナロアや日本の岩手県綾里、あるいは南極点につきましても、二酸化炭素濃度がどんどん上昇しております。産業革命の前は280ppmと言われておりますが、370ppm近くに上がっているのが現状でございます。

2つ目に、大阪府における二酸化炭素排出量の推移を書いてありますが、棒グラフの中央、1999年の二酸化炭素の排出量は、基準年であります1990年から0.8%減少しているという状況でございます。産業部門については、省エネとか景気の状態もございまして、18%減少しております。民生部門では、冷房や事務機器等のエネルギー消費が増大して23%の増加、運輸部門で

は13%増加しているという状況でございます。これを2010年には基準年から5%削減しないと
いけないことになっております。

6ページでございます。次に、府域と全国を比べますと、特徴的に言えますのは、民生部門
の比率が大阪府では多いということでございます。

それから、4つ目は温暖化対策に係る計画についてでございますが、その一つは、大阪府地
球温暖化対策地域推進計画、これは平成12年3月に策定したものでございます。2010年までに
温室効果ガス総排出量を基準年度から9%削減するということでございます。このうち、二酸
化炭素の排出量については、基準年の1990年から5%削減するとしております。具体的な対策
については、省エネ法に基づくエネルギー使用の合理化、あるいは新エネの導入、自動車につ
いては燃費の向上なり低公害車の普及等々、それからまちづくりにつきましては地域冷暖房の
導入というようなことが対策として挙げられております。

次の7ページでございますが、上の方は、大阪府庁自体が二酸化炭素を率先して減らそうと
いうものでございます。

その次に、エコエネルギー都市・大阪計画というものがございます。これも2010年までを目
標にし、エネルギーの消費量を5%削減し、新エネルギーの導入目標をこの表に掲げたような
値まで持っていきこうというものでございます。ちなみに、太陽光発電は40万kWまで持っていき
こうという計画でございますが、平成14年度末では17,500kWと、まだまだの状況でございます。
ただ、昨今、太陽光発電はかなり普及しておりますので、2010年にはこの目標に近いところま
でいくのではないかと考えております。

地球温暖化対策地域推進計画やエコエネルギー都市・大阪計画については、今年度中に計画
自体をもう一度見直したいと考えているところでございます。

それから、8ページでございます。土地利用における状況でございますが、やはり住宅、道
路が増加いたしまして、山林、農地が減少しているのが一目瞭然にわかると思います。特に
1972年では住宅、道路等が44%ございましたが、1999年では55%まで増大をしている。あるい
は、エネルギーの消費についても、1982年に比べまして、2000年度は25%も増大しているとい
う状況でございます。

次の「関係する法・条例」につきましては、割愛をさせていただきます。

以上で参考資料についての説明を終わりますが、温暖化・ヒートアイランド対策につきまし
ては、エネルギー対策、緑化対策、建物の対策など多岐にわたる対策を誘導するための制度化
が必要でございますので、審議会におきましては、専門的見地からご審議を賜りたいと考えて
おります。

以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。

これは、地球温暖化とヒートアイランド対策が一緒になっておりますが、地球温暖化は、地球全体の環境問題で、この審議会で扱えるような内容かどうかということすらも気にかかる一方で、ヒートアイランドに関しては、大阪府あるいは都市圏として、取り組むべき事柄は率先して取り組んでいくべきで、そういう全体を合わせて、行政から見て、大阪府として何とかして地球環境の改善に対する貢献をしていきたい、そういう意識のあらわれだと考えております。非常に大きな問題ではございますが、委員の先生方からご意見をいただきまして、これも本審議会だけでは到底煮詰まっていけないと思いますので、専門部会を設けて集中的な議論もお願いしたいと思っております。そういう点も踏まえて、ご意見をいただければと思います。

岸上委員 一つ要望しておきます。

ほう素等の排水基準でも先ほど水質規制部会が設けられ、この地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化も検討部会を設けられるということなんですが、専門の方が検討されて実が上がるれば、こんな楽なことはないんですけれども、目標はこのように策定されていても、なかなか達成できないというのが実際なんです。専門の方はもちろん、個々の分野で非常に専門的な知識をお持ちの方が当たられるんだと思いますが、例えば屋上緑化であるとか、壁面緑化とか、そういうことに詳しくても、實際上地球温暖化やヒートアイランド現象が進んでいるというのは、結局まちづくりに失敗しているということでしょう。山を削って、海を埋め立てて、超高層ビルをどんどん建てて、その一方であれこれの小さい対策を立てても、なかなか実が上がらないということがあると思うんです。だから、そういう検討を抜きに、専門の方が当たられたら何か効果が上がるというのは一つの幻想ではないのか、厳しく言いますとね。

そういう点では、安易にこういう専門委員で部会を設けてというだけでなく、そこで検討されて出てきたら、我々が審議することはもうよろしい、結論だけここで承認するというようなことにならないように、中間的に検討されている中身が示されて、審議会でまた論議ができるように配慮いただきたいと思っております。

南会長 環境問題というのは、専門家だけでやって対策は考えられても、実現がなかなか難しい、これは全般論としてあると思います。例えば5ページの上の二酸化炭素に関する濃度は、人間活動が活発になっているために、産業革命のときの数値が280と先ほどご紹介もありましたが、ずっと増加している、これはもう間違いないことでもあります。一方で、非常に小さくではあっても必ず周期的に上下していて、これが人間の活動によるのか、あるいは植物の炭酸同化作用が季節的にきいているのか、この原因すら専門家の間でもまだ定説に至っていない。そんなところもあって、それぞれの専門家の解析もある一面的な解析が当然あり得るということ

を踏まえて、今の岸上委員のご発言は、途中経過も含めて審議会に何らかのフィードバックをせよ、そういうご指摘と承りました。そのあたりは、また事務局の方でもご配慮いただければと思います。

山口委員 この問題につきましては、後は実行に移すということで、行動計画をいかにつくっていくかということがあると思います。ヒートアイランド・地球温暖化につきましては、府民の社会的責任ということで、今、府民全体がどう行動していくかということにかかわると思いますし、この社会で、行政、企業、府民という役割がありますので、その部門でどう対応していくかということがあると思います。

この審議会の役割としては、今回も各市町村レベルの方が来られていますし、その行動計画をもとにそれぞれいろいろな形で動いていると思いますので、それをトータルしてやっていける機能というものが求められるのではないかと思います。例えば温暖化・ヒートアイランドの非常に顕著な部分では、昼間人口が集中します大都市・大阪市のエリアと、それから大阪府のエリアという広域行政的な部分での連携をどうやっていくのかということと、それから住宅開発が進む衛星都市と大阪府との関連の部分の2つの役割があるのではないかと思います。

特に、大都市の部分での温暖化は、都市交通、いわゆる物の輸送と人の輸送にかかわる都市集中というものに非常に大きな問題点があると思います。それは規制の問題になりますので、やはり行政の役割かと思えます。それと、運搬していく部分では、産業ということで、それは企業の責任としてどうかかわっていただけるのか。

それから、エネルギー問題につきましては、これは産業のエリアで、大阪は特に太陽光発電のメーカーとかがかなり集中しておりますが、市民がそれを活用していくには非常に高額なものになりますので、それを実際にやっていくためには、いわゆる共同発電をやっていくのか、助成金を行政が補助していくのか、そういった具体的な部分も含めまして、それを行動に移していく。

これはこの審議会の役割になるのかどうかですけれども、それらを実行していくための計画と、それから分科会ですね、そういった行動というものをまとめ上げて具体的に府民の責任としてやっていくという、そういうものをこの審議会できつづくだけではないかなと思います。

南会長 ありがとうございます。今の山口委員のご発言は、環境問題の解決というのは、結局各個人が担っているという自覚、これが非常に重要であるということに帰結できるのではないかと思います。そういうことを踏まえたアクションプログラムの策定ということも視野に置いていただきたいというご発言と承りました。これもまた、専門部会で議論いただくときにご配慮をいただく必要のある一項目かと思っております。事務局、よろしく願いいたします。

そのほか、よろしゅうございますでしょうか。

これは非常に大きな問題でございまして、京都議定書でも、会議では何となくある結論が出て、なかなか世界中がそちらに向けて一定の方向が出てこないという、大で考えればそういう問題もあります。もう少し小さく考えて、大阪府の行政においても、それでは本当に府民一人一人が自覚を持ってそういうことに取り組めるかという、それぞれの責任の問題にも帰結しそうな気がいたしますが、いずれにしましても放置するというわけにはまいりませんので、それなりの行政の役割、そしてアクションプログラムによる目標達成、そういうものを今後とも考えていくべきではないかと思えます。

これも、この本審議会だけで議論していくのはなかなか実効が上がりにくいと思えますので、皆様のご了解が得られれば、部会を設置して集中的に検討していただく、それをまた本審議会にお出しただいて、そして議論していただくという手順をとりたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、ご了承を得られたものと考えまして、事務局から、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会の設置、組織運営等について、ご説明をお願いします。

事務局(大槻副理事) 資料3-3をお開き願いたいと思えます。運営要領案でございまして。

第1の趣旨であります、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化についての検討を行うため、大阪府環境審議会に地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会を置く。

第2が、組織でございまして。部会は、次に掲げる者について会長が指名する委員及び専門委員で組織することとしております。

3、4につきましては、部会の運営等についての事項でございまして。

この部会の設置を認めていただけましたら、内容が非常に多岐にわたることもございまして、部会では、多方面からのご議論をいただき、できるだけ早い時期に検討結果を取りまとめ、本審議会にご報告をいただきたいと思いますと考えております。

よろしく願いいたします。

南会長 ありがとうございます。ということで、この審議会のもとに部会を設置して集中的な議論をお願いする、そういうことで進みたいと思えます。それで、水質規制部会と同様に、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会も会議は公開ということにさせていただきたいと思っております。そして、部会長を含めて部会委員は、その指名をご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、そのような方向で進ませていただきます。どうもありがとうございます。

本日の審議事項は以上でございます。

引き続きまして、報告事項に移らせていただきます。

まず、報告事項の1としては公共用水域測定計画であります。これにつきましては、水質汚濁防止法の規定により毎年策定することとなっております。本審議会の常設部会である水質測定計画部会において、本審議会にかわって大阪府から諮問を受け、ご審議をいただき、答申いただくことになっております。

本日は、平成16年度の測定計画について、村岡部会長の方からご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

村岡部会長 水質測定計画部会長の村岡でございます。

お手元に資料4が配られているわけですが、これが平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の内容でございます。この決議事項につきましてご報告いたします。

昨年12月22日付で知事から平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について環境審議会に諮問がなされまして、同日、環境審議会条例第6条第1項の規定により、水質測定計画部会で審議いたしました。

水質測定計画の内容は、この資料4に記載されているとおりでございます。公共用水域では、河川の水質につきましては104河川、144地点、底質につきましては49地点、海域の水質につきましては22地点、底質につきましては15地点で測定を実施することになっております。また、地下水の水質測定計画の内容は、概況調査を86地点、定期モニタリング調査を138地点で実施することになっております。

審議の結果、平成16年度の水質測定計画は、原案のとおり承認されました。

報告を終わりたいと思います。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの村岡部会長のご説明に対して、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。原案どおり実施するというところでございます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。村岡先生、どうもありがとうございました。

あとの報告事項は、事務局から一括して3つの報告をご説明いただいて、ご質問はその後に一括してお受けしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

事務局(石川課長) 環境農林水産総務課長の石川でございます。私の方からは、資料5-1等に基づきまして、大阪府環境審議会条例の改正を受けました大阪府環境審議会及び大阪府自然環境保全審議会の統合について報告をさせていただきます。

本環境審議会は、大阪府におきます環境に関する基本的事項の審議をお願いしているわけで

ございますが、環境に関する審議会といたしまして、大阪府では他に自然環境保全審議会がございます。近年の環境問題は、地域から地球まで、また都市から里山周辺山系あるいは海域まで、その対象はますます広がっておりまして、府民のニーズも幅広いものとなっております。このため、環境に係ります施策立案におきましても、生活環境と自然環境を別々のものとして捉えますより、一体的な環境事象と考えることが必要不可欠となっております。また、地方分権一括法の施行によりまして、都道府県審議会の組織及び名称の弾力化が図られております。環境審議会、自然環境保全審議会につきましては、この結果、必置規定がなくなっているところでございます。これらのことから、前回、昨年12月19日の本審議会で今後の予定としてご説明申し上げましたとおり、両審議会を統合することといたしまして、去る3月の府議会におきまして改正条例が可決されたところでございます。

今回の改正によりまして、現在の自然環境保全審議会は、来る5月31日をもって廃止をされ、統合されました環境審議会は6月1日から発足することになりますが、新しい審議会委員の構成につきましては、現在検討中でございます。また、新しい環境審議会におきましては、定例部会といたしまして、現環境審の水質測定計画部会、現自然審におきます温泉部会のほか、新たに、シカの保護管理計画に基づく毎年の狩猟頭数の制限及び緩和等について審議をいただきます野生生物部会を設置することといたしました。さらに、新たに臨時委員制度を導入いたしまして、国の地方行政機関の長におかれましては、その議題との関連に応じて適宜審議に加わっていただけるよう、柔軟な運用を図ることとしたところでございます。

環境審議会条例等の改正によります審議会の統合につきましてのご報告は、以上でございます。

事務局（久下課長） 循環型社会推進室資源循環課長の久下でございます。続きまして、私からは、大阪府循環型社会形成に関する基本方針についてご報告をさせていただきます。

お手元に、資料6といたしましてA3版の概要と、数十ページ物の「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」の冊子を準備させていただいております。この基本方針につきましては、一昨年度、本環境審議会でご審議をいただき、平成13年3月に制定いたしました大阪府循環型社会形成推進条例の第6条の規定に基づきまして、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、府が講じる施策の方向性を具体的に示すために作成したものでございます。策定に当たりましては、本審議会の委員でもございます池田敏雄先生を初め学識経験の方々のご指導を得ながら取りまとめ、パブリックコメントを得まして、去る5月10日に策定、公表したところでございます。

まず、基本方針の概要でございますが、A3版を見ていただきますと、左の方に「現状」を記述いたしました上で、目標とする2025年の姿を「将来像」として真ん中の方に示しておりま

す。あわせまして、2010年までの中期的な府の施策の方向性というものを右端の枠の中に示しております。

この基本方向等の特徴的なところを少しご説明させていただきますと、左の中段の「現状」におきましては、廃棄物に係る課題とあわせまして、府域の物質の流れを推計して記載したところでございます。その内容でございますが、基本方針の本文の5ページに記載しております。今回の特徴といたしましては、物質フローを東京都、愛知県に次いで3例目としてこういう形で整理をさせていただいたところでございます。今後ともこの物質フローにつきましては、数年ごとの変化を把握してまいりたいと考えております。

もとの概要に戻っていただきまして、本方針の中心となります中央の枠の「将来像」、これは将来像と施策の基本方向を記載したものでございますが、ここでは、府民が物とかかわる局面を生活様式の点、事業活動、そして適正処理の徹底の3つに大別いたしまして、それぞれ将来像を示した上で、右の枠におきまして施策の基本方向を示しております。まず、生活におきましては、リース・レンタルによる物の所有から必要な機能のみを利用するといった変化でございますとか、事業サイドも、これに合わせまして、リース・レンタルからサービサイジングへというように、製品が確実に製造者に戻るシステムによりましてリサイクルが推進されるであろうといったことを一つの考え方としてとらえたところも特徴の一つでございます。

なお、施策の基本方向の全般像といたしましては、中央の左の枠でございますが、「意識改革と技術革新」をキーワードといたしまして、循環型社会の形成を図っていくとの方針のもとに、環境への負荷が低減された生活様式の定着に向けた意識の醸成や行動促進、循環資源を活用した事業活動の定着に向けた産業の活性化や技術革新の促進など、府が率先的に行動するとともに、各主体間のコーディネーター役としての取り組みを進めることといたしております。

条例の円滑な推進による循環型社会の実現に向け、今後、基本方針のもとに効果的な施策を講じてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、大阪府循環型社会形成に関する基本方針の方向につきましては、以上でございます。

事務局（八谷課長） 交通公害課長の八谷でございます。騒音に係る環境基準のAA地域の見直しにつきまして、私の方からご報告させていただきます。

お手元の資料7をご覧ください。冒頭の線で囲った2行が報告の趣旨でございますが、以下、騒音に係る環境基準の概要や類型ごとに当てはめる地域の指定につきましてご説明いたします。

まず、騒音に係る環境基準につきましては、平成10年の環境庁告示によりまして地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められておりますが、各類型ごとに当てはめる地域につきま

しては、環境基本法第16条第2項により、都道府県知事が指定することになっております。

資料の裏面をご覧ください。表の左の欄に地域の類型、2列目及び3列目に昼間と夜間の時間区分ごとに基準値を示しております。AA地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域であり、A地域とB地域は住居系地域、C地域は商業系地域や工業系の地域でございます。AA地域の基準値は、A地域及びB地域といった住居系地域の基準値に比べまして、昼間、夜間とも5デシベル低い値となっております。

次に、騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域につきましては、表の中ほどに該当地域を示しておりますが、これは本府が平成11年3月19日に公告したものでございます。現在、AA地域につきましては、表中の「該当地域」にありますように、貝塚市の国立療養所千石荘病院の敷地ほか2地域を指定いたしております。このうち貝塚市の国立療養所千石荘病院につきましては、平成15年7月に廃止されましたことから、地元市長に対しまして意見照会などを行い、その結果を踏まえ、同病院の敷地をAA地域から削除することといたしました。今後、所要の手続を行いまして、本件の公告を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、騒音に係る環境基準のAA地域の見直しに関する報告とさせていただきます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から3つの報告をまとめてお願いいたしました。これらに関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。自然環境保全審議会が廃止されることに伴う条例の改正、さらに循環型社会の基本方針、AA地域の見直し。特にございませんでしょうか。

特にならぬでございますので、それでは、本日予定しておりました議事は以上で終了させていただきます。

せっかくの機会でございます。何か審議会として検討すべきこと、あるいはこの機会にご発言はございませんでしょうか。

特にならぬでございますので、それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

司会（山本補佐） 南会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、酒井政策監からご挨拶申し上げます。

酒井環境政策監 環境政策監の酒井でございます。一言御礼を申し上げたいと存じます。

委員の先生方には、ご多忙のところ、長時間にわたりまして熱心なご審議をいただき、また多くの貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、3つの項目につきまして諮問させていただきましたところ、廃自動車認定基準についてご答申をいただき、ありがとうございます。また、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直し、及び地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化につきましては、今後、部会を設置

していただき、ご検討いただくこととなりました。どうぞそれぞれの部会でよろしくご審議をいただきますよう、改めてお願いを申し上げる次第でございます。

今後とも本府環境行政の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司会（山本補佐） 本日の審議会はこれで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 55 分